事 務 連 絡 平成 18 年 1 2 月 1 8 日

介護保険指定事業所開設者 殿

神奈川県保健福祉部高齢福祉課

介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて

日頃から、介護保険制度の円滑な運営にご尽力いただきましてありがとうございます。

このたび厚生労働省老健局総務課及び同局振興課から平成18年12月1日付けにて、介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて、通知等がありましたのでお知らせします。

介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについては、その基本的考え方に変更はありませんが、新たなサービス類型の創設に伴い、平成18年4月サービス分からの取扱いについて厚生労働省通知等のとおりとされましたので、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願いします。

なお、厚生労働省からの通知等については、インターネットに掲載しております。

【掲載しているホームページ】

かながわ福祉情報コミュニティー>書式ライブラリー>医療費控除の取扱いについて 上記ホームページに掲載している次の事務連絡等を必ずご一読ください。

- ・介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて
- ・「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」の一部改正について

問合わせ先 介護保険指導班 F A X:045(210)8874